

JR東海労ニュース

一方的な休日出勤反対！

闘争シリーズ No.23

No. 771 2005年12月13日

JR東海労働組合

「会社」中央労働委員会 から呼び出しを受ける！ 中労委にあっせんの手続きへ！

私たちJR東海労は、労働協約に則り、10日前に「日時及び場所並びに争議行為の概要」、72時間前に「争議行為の目的、形態、規模、日時、期間及び場所等の具体的かつ詳細な内容」、48時間前に「争議行為の予告内容の変更」を通知しています。

ところが、会社(勤労課)は「土・日曜日は休みだから争議行為の通知を持ってきても受け取れない。その場合は金曜日に持ってきてもらう」と言っています。

これまで私たちは、会社と土・日の「争議行為の通知」の取り扱いについて議論してきましたが一向に会社はあらためようとしません。どこに「争議行為の通知」は土・日を除くと明記してるのでしょうか？会社の不誠実な対応そのままであり当然、私たちは認めることはできません。

今日、会社は中央労働委員会から呼び出しを受け「組合から土・日における争議行為の通知の受取に対するあっせんがきている」と会社に説明しました。その場で会社は「持ち帰り検討する」と明らかにしただけです。

会社の言う「土・日は休みだから争議行為の通知は受け取ることはできない」は、社会的に通用しませんよ！

「争議行為の通知は土・日は休みだから受け取れない」
そんなことは通用しない！